

地域バイオマス利活用促進事業費補助金交付要領

制定 平成30年8月8日付け気候第274号 環境生活部長通知
一部改正 平成31年4月18日付け気候第52号 環境生活部長通知
一部改正 令和3年5月12日付け気候第111号 環境生活部長通知
一部改正 令和4年5月2日付けゼ戦第33号 環境生活部ゼロカーボン推進監通知
一部改正 令和5年1月26日付けゼ戦第522号 環境生活部ゼロカーボン推進監通知

第1 趣旨

みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金実施要綱」という。）に基づく事業（推進交付金実施要綱別記1から別記5まで、別記6の第1の1の（1）、別記7の第1の1の（3）及び（4）の事業を除く。以下同じ。）及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策交付金交付等要綱」という。）に基づく事業（緊急対策交付金交付等要綱別記6-1に定める事業に限る。以下同じ。）に関する事業実施計画の提出及び変更手続並びに補助金の交付については、推進交付金実施要綱、緊急対策交付金交付等要綱、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付要綱」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業実施計画の提出及び交付の内示

別表に掲げる事業を実施する事業実施主体は、推進交付金実施要綱又は緊急対策交付金交付等要綱（以下「各要綱」という。）に定める事業実施計画を作成し、知事に提出し、交付の内示を受けなければならない。

また、推進交付金実施要綱第5の2の（2）又は緊急対策交付金交付等要綱で定める特認団体（以下「特認団体」という。）として事業実施主体になろうとする者は、各要綱に定める特認団体認定申請書を添付しなければならない。

第3 事業実施計画の変更

事業実施主体は、交付の内示を受けた事業実施計画について、次の場合にあつては、第2の例により事業実施計画の変更の手続を行わなければならない。

- （1）事業の中止又は廃止
- （2）事業実施主体の変更
- （3）成果目標の変更
- （4）特認団体が実施する事業内容の変更
- （5）補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
 - ア 補助対象経費の20パーセントを超える増減
 - イ 補助金額の20パーセントを超える減
- （6）別表に掲げるバイオマス地産地消施設整備事業（以下「整備事業」という。）における事業実施場所の変更

第4 補助金の交付申請書類

交付の内示を受けた事業実施主体は、規則第3条の規定に基づく告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（環生第1号様式（昭和49年北海道告示第807号による告示様式。以下「環生第〇号様式」という。））に、次の関係書類を添えて、知事に補助金の交付を申請しなければならない。

- （1）事業計画書（環生第2号様式）（別表に掲げる地域循環型エネルギーシステム構築事業及びバイオマス地産地消の推進事業（以下「推進事業」という。）を実施する場合に限る。）

- (2) 事業計画書（環生第8号様式）（整備事業を実施する場合に限る。）
- (3) 補助金等交付申請額算出調書（環生第14号様式）
- (4) 経費の配分調書（環生第18号様式）
- (5) 事業予算書（環生第20号様式）
- (6) 資金収支計画書（環生第32号様式）（申請者が市町村である場合又は事業の内容が建設工事である場合を除く。）
- (7) 実施設計書（整備事業を実施する場合に限る。）
- (8) 工事雑費内訳明細書（別記第1号様式）（整備事業を実施する場合で補助対象経費に工事雑費が含まれる場合に限る。）

第5 補助金の交付申請額

- 1 補助金の交付申請は、別表の区分欄に掲げる事業ごとの補助対象経費に補助率を乗じて得た額の範囲内で行わなければならない。
- 2 事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者が該当し、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額を合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）の額が明らかな場合には、補助対象経費に補助率を乗じた額から、消費税等仕入控除税額を減じた金額の範囲内で交付申請を行わなければならない。

第6 補助金の交付の決定の通知

- 1 この要領において「補助事業」とは、規則第4条の規定により補助金の交付の決定を受けて行う推進事業又は整備事業をいい、「補助事業者」とは、補助事業を行う事業実施主体をいう。
- 2 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知に添付する指令書は、別記第2号様式によるものとする。

第7 事業の着手

事業の着手は、原則として、第6の補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、各要綱に定める交付決定前着手届にその理由を明記し、あらかじめ知事に提出しなければならない。

第8 契約等

- 1 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 2 補助事業者は、1により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、推進交付金交付要綱又は緊急対策交付金交付等要綱に定める契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとともに、当該申立書の提出のない者を競争入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者は、整備事業における建設工事又は機械器具の入札が終了したときは、速やかに各要綱に定める入札結果・着手届を知事に提出しなければならない。
また、複数年に渡って事業を行う場合であって初年度に一括契約を行う場合は、契約価格欄下段に括弧書きで当該年度事業分の工事費を記入することとし、毎年度事業着手前に知事に提出しなければならない。

第9 事業の変更

補助事業者は、次に該当する変更について知事の承認を受けようとする場合は、補助事業等変更承認申請書（環生第21号様式）に第4の1の関係書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 別表の区分欄に掲げる事業ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次の変更

- ア 補助対象経費の20パーセントを超える増減
- イ 補助金額の20パーセントを超える減
- (2) 別表の事業内容欄に掲げる事業の新設又は廃止
- (3) 整備事業における事業実施場所の変更

第10 事業の中止又は廃止

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（環生第23号様式）に関係書類を添えて、知事に承認を申請しなければならない。

第11 事業の執行の遅延又は不能

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期日までに完了する見込みがないとき（当該年度内に完了する場合に限る。）は、事業遂行状況報告書（別記第3号様式）で知事に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が当該年度内に完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときは、補助事業等執行遅延（不能）報告書（環生第24号様式）に事業遂行状況報告書（別記第3号様式）及び繰越等実施計画書（別記第4号様式）を添えて、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 知事は、2について補助事業者に事業遂行を指示するときは、別記第5号様式で行うものとする。

第12 事情変更

知事は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、規則第8条により次のいずれかの措置をとるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し
次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第6-1号様式	別記第6-2号様式
一部の取消し	別記第6-3号様式	別記第6-4号様式

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更
別記第6-5号様式で補助事業者に通知するものとする。

第13 概算払

補助事業者は、概算払の申請をしようとするときは、補助金等概算払申請書（環生第25号様式）に資金収支計画書（環生第32号様式）（申請者が市町村である場合又は補助事業の内容が建設工事である場合を除く。）を添えて、知事に提出しなければならない。

第14 遂行状況報告

規則第11条の規定による補助事業の遂行状況報告は、事業遂行状況報告書（別記第3号様式）によるものとする。

第15 事業の遂行命令

知事は、補助事業者が規則第12条第2項の命令に従わず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第6-1号様式	別記第6-2号様式
一部の取消し	別記第6-3号様式	別記第6-4号様式

第16 工事の完成等

- 1 補助事業者は、整備事業における建設工事が完成したときは、各要綱に定めるしゅん功届に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、規則第13条第2項の規定により建設工事の検査を行うときは、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」）、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）及び工事施行成績評定基準の設定及び北海道請負工事施行成績評定要領の運用について（平成14年3月27日付け技管第1228号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）を準用して行うものとする。

第17 実績の報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（環生第28号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- なお、実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収証書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付しなければならない。
- (1) 事業実績書（環生第2号様式）（推進事業を実施した場合に限る。）
 - (2) 事業実績書（環生第8号様式）（整備事業を実施した場合に限る。）
 - (3) 補助金等精算書（環生第29号様式）
 - (4) 事業精算書（環生第31号様式）
 - (5) 出来高設計書（整備事業を実施した場合に限る。）
 - (6) 工事雑費内訳明細書（別記第1号様式）（整備事業を実施した場合で補助対象経費に工事雑費が含まれる場合に限る。）
 - (7) 推進交付金交付要綱又は緊急対策交付金交付等要綱に定める財産管理台帳（整備事業を実施した場合に限る。）
- 2 補助事業者は、道の会計年度が終了したときに行う実績報告には、1の書類と併せて補助事業遂行計画書（別記第7号様式）を添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付申請を行っていた場合、実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、3により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、補助金に係る消費税等仕入控除税額等報告書（別記第8号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- また、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月10日までに、同様式により知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- 5 整備事業において、実績報告を受けた知事は、推進交付金実施要綱別記8-2の第3の2の(2)及び(3)又は緊急対策交付金交付等要綱別記6-3の第3の2に基づき確認を行うものとする。

第18 補助金の確定額

補助金の確定額は、別表の区分欄に掲げる事業ごとに要した補助対象経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額に補助率を乗じて得た額とする。

第19 交付決定の取消し及び補助金返還

知事は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときは、次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第6-1号様式	別記第6-2号様式

一部の取消し	別記第6-3号様式	額の確定前 別記第6-4号様式 額の確定後 別記第6-6号様式
--------	-----------	------------------------------------

第20 事業実施後の管理運営等

事業実施主体は、整備事業において、補助事業により整備した施設等の管理運営等を推進交付金実施要綱別記8-2の第6又は緊急対策交付金交付等要綱別記6-3の第6により行わなければならない。

第21 事業実施状況の報告

- 1 推進交付金実施要綱に基づく事業を実施する事業実施主体は、推進交付金実施要綱第7の1に基づく事業実施状況の報告を行うときは、推進交付金実施要綱別記に定めるところにより、地域バイオマス利活用促進事業実施状況報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添付し、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度の翌年度の7月10日までに知事に提出しなければならない。ただし、本事業の実施年度が目標年度の事業については、当該報告をもって第22の1の報告に代えることができるものとする。
 - (1) 都道府県実施状況報告書及び評価報告書（推進交付金実施要綱別紙様式第12号別表）
 - (2) 決算書等施設の運営状況を確認できる書類（整備事業を実施した場合に限る。）
 - (3) 推進交付金実施要綱で定める実施計画書に準じて作成した事業実施結果に係る報告書（整備事業を実施した場合は事業完了年度に限る。）
 - (4) 事業実施状況の根拠となる資料（推進事業を実施した場合に限る。）
 - (5) 出来高設計書（整備事業を実施した場合の事業完了年度に限る。）
- 2 緊急対策交付金交付等要綱に基づく事業を実施する事業実施主体は、緊急対策交付金交付等要綱第29の1に基づく事業実施状況の報告を行うときは、緊急対策交付金交付等要綱別記に定めるところにより、地域バイオマス利活用促進事業実施状況報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添付し、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度の翌年度の7月10日までに知事に提出しなければならない。ただし、本事業の実施年度が目標年度の事業については、当該報告をもって第22の2の報告に代えることができるものとする。
 - (1) 都道府県実施状況報告書及び評価報告書（緊急対策交付金交付等要綱別紙様式第10号別表2）
 - (2) 決算書等施設の運営状況を確認できる書類（整備事業を実施した場合に限る。）
 - (3) 緊急対策交付金交付等要綱で定める実施計画書に準じて作成した事業実施結果に係る報告書（整備事業を実施した場合は事業完了年度に限る。）
 - (4) 出来高設計書（整備事業を実施した場合の事業完了年度に限る。）
 - (5) その他、緊急対策交付金交付等要綱別記6-1に定める書類
- 3 知事は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

第22 事業成果の評価

- 1 推進交付金実施要綱に基づく事業を実施する事業実施主体は、推進交付金実施要綱第8の1に基づく事業成果の評価を行うときは、推進交付金実施要綱別記8-1の第8によることとし、目標年度及びその翌年度の間、それぞれの年度の翌年度において事業成果の評価を行った上、地域バイオマス利活用促進事業成果評価報告書（別記第10号様式）に第21の1の(1)及び(2)の書類を添付し、当該年度の7月10日までに知事に提出しなければならない。
- 2 緊急対策交付金交付等要綱に基づく事業を実施する事業実施主体は、緊急対策交付金交付等要綱第30の1に基づく事業成果の評価を行うときは、緊急対策交付金交付等要綱別記6-1の第8によることとし、目標年度及びその翌年度の間、それぞれの年度の翌年度において事業成果の評価を行った上、地域バイオマス利活用促進事業成果評価報告書（別記第10号様式）に第21の2の(1)、(2)及び(5)の書類を添付し、当該年度の7月10日までに知事に提出しなければならない。
- 3 1及び2により事業の成果の評価の報告を受けた知事は、その内容を点検し、事業実施計

画に定められた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認められる場合は、事業実施主体に対して必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

第23 事業完了後の確認

知事は、整備事業において、次の（１）及び（２）により、事業完了後評価の報告年度まで毎年度、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

（１）経営状況の確認

直近の決算報告書等により経営状況を確認

（２）現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認

第24 帳簿及び書類の備付け

- 1 補助事業者は、規則第22条第1項に規定する帳簿及び書類のほか、補助事業の成果品その他の証拠物（以下、「関係書類等」という。）を備え、整理し、保存しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、第25の2の処分制限期間を経過していない場合は、規則第22条第3項の規定にかかわらず、推進交付金交付要綱又は緊急対策交付金交付等要綱に定める財産管理台帳及びその他の関係書類等を、処分制限期間を経過するまで保存しなければならない。
- 3 整備事業において、補助事業者が備えるべき帳簿及び書類は、推進交付金実施要綱別記8-2の第4又は緊急対策交付金交付等要綱別記6-3の第4に定める関係書類とする。

第25 財産の処分

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（別記第11号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。
 - （１）不動産
 - （２）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
 - （３）前2号に掲げるものの従物
 - （４）1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- 2 1の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）に相当する期間（以下、「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りではない。
- 3 知事は、1の申請について承認する場合は、別記第12号様式で補助事業者に通知するものとする。

附則（平成30年8月8日付け気候第274号）

- 1 この要領は、平成30年8月8日から施行する。

附則（平成31年4月18日付け気候第52号）

- 1 この要領は、平成31年4月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則（令和3年5月12日付け気候第111号）

- 1 この要領は、令和3年5月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附則（令和4年5月2日付けゼ戦第33号）

- 1 この要領は、令和4年5月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附則（令和5年1月26日付け戦第522号）

- 1 この要領は、令和5年1月26日から施行し、令和4年12月8日から適用する。
- 2 改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別表

区分	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率
地域循環型エネルギーシステム構築事業	木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用の促進に向けた、実現可能性調査、実証調査及び報告書作成の取組	地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で知事が北海道農政事務所長と協議の上特に必要と認める団体）	事業内容に示す事業に要する経費で次のもの。ただし、推進交付金実施要綱別記6の第5の1に掲げる経費を除く。 人件費（事業に直接従事するものの人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員旅費）、事業費（消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、通信運搬費、印刷製本費、筆耕翻訳料、使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）、サンプル提供費、性状分析費、実証調査費）、雑役務費、委託費、印刷製本費	補助対象経費の定額
バイオマス地産地消の推進事業	<p>1 事業化の推進 (1) 調査 バイオマス利活用施設の導入促進のため、バイオマス利活用施設の導入可能性の有無についての調査 (2) 基本設計 バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる基本的な設計 (3) 実施設計 バイオマス利活用施設の整備に当たり必要となる実施設計 (4) 協議・手続 バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手続</p> <p>2 効果促進対策 バイオマス利活用施設の効果を最大限発揮するため、施設整備済み（施設が完成見込みである場合を含む。）のバイオマス利活用において、熱電供給による農業ハウス等への熱供給、災害時のレジリエンス強化、新たな原料の混合利用等によるエネルギー利用効率改善及び原料調達が多様化、副産物の有効利用等、全国的な課題について改善案を検討・検証し、課題解決を図る取組</p>	地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で知事が北海道農政事務所長と協議の上特に必要と認める団体）	事業内容の1及び2の事業に要する経費で次のもの。ただし、推進交付金実施要綱別記7の第5の1又は緊急対策交付金交付等要綱別記6-3の第5の4に掲げる経費を除く。 人件費（1及び2に直接従事するものの人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員旅費）、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託料）、使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）	<p>1 補助対象経費の1/2以内（推進交付金実施要綱に基づく事業を実施する場合は、500万円を限度額とする。）</p> <p>2 補助対象経費の定額（500万円を限度額とする。）</p>

区分	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率
バイオマス地産地消施設整備事業	<p>1 バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル） 農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料等の複合利用を実現するために必要な施設の整備</p> <p>2 地域資源循環の高度化（地域一体モデル） バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組み合わせや、他の再エネ電源も活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備</p> <p>3 バイオマス新技術活用モデルの構築（スマート技術モデル） これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備</p>	<p>地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人）</p>	<p>事業内容の1～3の施設整備に要する経費で次のもの。ただし、推進交付金実施要綱別記8-2第5の4又は緊急対策交付金交付等要綱別記6-3の第5の4に掲げる経費を除く。 工事費（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費）、実施設計費（実施設計に必要となる測量費及び調査費を含む）及び工事雑費</p>	<p>補助対象経費の1/2以内</p>

地域バイオマス利活用促進事業費補助金交付要領 別記様式一覧

番 号	名 称	関係規定
別記第 1 号様式	工事雑費内訳明細書	第 4、17
別記第 2 号様式	交付決定指令書	第 6
別記第 3 号様式	事業遂行状況報告書	第 11、14
別記第 4 号様式	繰越等実施計画書	第 11
別記第 5 号様式	遅延に対する事業執行指示書	第 11
別記第 6 - 1 号様式	交付決定取消書（全部取消・返還金なし）	第 12、15、19
別記第 6 - 2 号様式	交付決定取消書（全部取消・返還金あり）	第 12、15、19
別記第 6 - 3 号様式	交付決定取消書（一部取消・返還金なし）	第 12、15、19
別記第 6 - 4 号様式	交付決定取消書（一部取消・返還金あり・確定前）	第 12、15、19
別記第 6 - 5 号様式	交付決定変更書（事情変更）	第 12
別記第 6 - 6 号様式	交付決定取消書（一部取消・返還金あり・確定後）	第 19
別記第 7 号様式	補助事業遂行計画書	第 17
別記第 8 号様式	消費税等仕入控除税額等報告書	第 17
別記第 9 号様式	事業実施状況報告書	第 21
別記第 10 号様式	事業成果評価報告書	第 22
別記第 11 号様式	財産処分承認申請書	第 25
別記第 12 号様式	財産処分承認通知	第 25
別紙	財産処分報告書	第 25

別記第1号様式（第4及び第17関係）

工事雑費内訳明細書

工種又は施設区分	工事雑費	うち旅費	うち食糧費
	円	円	円

注 工種又は施設区分ごとに記入すること。

（記載例）

工種又は施設区分	工事雑費	うち旅費	うち食糧費
〇〇工事	〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円 内訳 〇〇打合せ 場所 〇〇町 回数 〇回 人数 延べ〇人	〇〇〇〇円 内訳 〇〇会議 内容 お茶代 回数 〇回 人数 延べ〇人

別記第2号様式（第6関係）

（記号）第 号指令

（事業実施主体）

年 月 日に申請のあった地域バイオマス利活用促進事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事

印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
	円	円	年 月 日

- 2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知）、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知）、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）、地域バイオマス利活用促進事業費補助金交付要領（平成30年8月8日付け気候第274号環境生活部長通知。以下「要領」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければなりません。
- 要領別表の区分欄に掲げる事業ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次の変更
ア 補助対象経費の20パーセントを超える増減
イ 補助金額の20パーセントを超える減
 - 要領別表の事業内容欄に掲げる事業の新設又は廃止
 - 事業実施場所の変更
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 10 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 11 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加する者に対し、指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。
- 12 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかにしゅん功届を知事に提出しなければなりません。
- 13 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 14 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- 15 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 10 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
- 16 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 17 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 18 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（不動産、1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具等）については、補助事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林水産省令第 18 号）別表に規定する処分制限期間）を経過することになるまでの期間は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではありません。

また、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、「本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと」という条件を付されたうえで知事の承認を受けたものとします。
- 19 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 20 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入のあったときは、その収入の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させること

があります。

- 21 補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類又は証拠物を保存すべき期間を超えるとときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。
- 22 この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。
- 23 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 24 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 25 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 26 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 27 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注 推進事業においては、第3項第3号及び第12項を削除すること。

事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

北海道知事 様

補助事業者名
(代表者) 役職・氏名

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付の決定を受けた地域バイオマス利活用促進事業に係る遂行状況について、次のとおり報告します。

記

1 事業完了予定 年 月 日

2 実施状況

年 月 日現在

区 分 (費目)	事業内容 (工種)	実 施 計 画		出来高		進捗率 B/A	支出済額	備考
		事業量	事業費 A	事業量	事業費 B			
			円		円	%	円	

注 補助事業等執行遅延（不能）報告書に添付する場合には、標題及び記以下の事項以外の部分を削除して使用すること。

別記第4号様式（第11関係）

繰越等実施計画書

1 繰越後の事業完了予定 年 月 日

2 実施計画

費目	工種	計 画			年度内実施予定				翌年度実施予定					年度内概算予定補助金	備 考
		事業量	事業費 A	補助金	事業量	事業費 B	B/A	補助金	事業量	事業費 C	C/A	補助金	予定期間		
			円	円		円		円		円		円	年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月		年度内概算 予定補助金 算出根拠
計														円	

注 「予定期間」欄は、各費目ごとの予定工期を記載すること。

別記第6－1号様式（第12、第15及び第19関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令による地域バイオマス利活用促進事業に係る補助金の交付の決定を、次の理由により取り消します。

年 月 日

北海道知事 印

取消しの理由

（ 部 課 係）

注 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

別記第6－3号様式（第12、第15及び第19関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令による地域バイオマス利活用促進事業に係る補助金の交付の決定の一部を次のとおり取り消し、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	変 更 前			変 更 後		
	補助対象経費	補助金の額	完了期限	補助対象経費	補助金の額	完了期限

（ 部 課 係 ）

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。
- 2 取消しの内容欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
 - 3 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

別記第6-4号様式(第12、第15及び第19関係)

(記号)第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令による地域バイオマス利活用促進事業に係る補助金の交付の決定の一部を次のとおり取り消し、補助金「金 円」を「金 円」に変更するとともに、当該取消しに係る部分に関し交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に知事が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。
- 5 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	変 更 前			変 更 後		
	補助対象経費	補助金の額	完了期限	補助対象経費	補助金の額	完了期限

(部 課 係)

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合(ただし、額の確定後は除く。)に使用すること。
- 2 取消しの内容欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
 - 3 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
 - 4 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第6－5号様式（第12関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の地域バイオマス利活用促進事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変更します。

年 月 日

北海道知事 印

1 削除事項

- (1)
- (2)

2 追加事項

- (1)
- (2)

（ 部 課 係）

注 この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に使用すること。

別記第6－6号様式（第19関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の地域バイオマス利活用促進事業に係る補助金の交付の決定の一部を次のとおり取り消し、当該取消しに係る部分に関し交付した補助金 金 円の返還を命じます。

年 月 日

北海道知事 印

1 取消しの内容

2 取消しの理由

3 返還すべき補助金は、別に知事が発行する納入通知書により納付すること。

4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（ 部 課 係）

注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合で、額の確定後のものを使用すること。

2 取消しの内容欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

3 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

4 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

北海道知事 様

補助事業者名
(代表者) 役職・氏名

補助金に係る消費税等仕入控除税額について

年 月 日付け (記号) 第 号指令で補助金の交付決定を受けた地域バイオマス利活用促進事業について、同指令条件第 15 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4 要補助金返還相当額 (3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・消費税確定申告書付表 2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の内訳を記載した書面 (別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」)
- ・補助事業者等が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が 5 パーセント以下であることを確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業者の場合は所得税) 確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書 (簡易課税用) の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・補助事業者等が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が 5 パーセントを超えることを確認できる資料

注 推進事業においては、「同指令条件第 15 項」を「同指令条件第 14 項」とすること。

別紙

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者名

課税売上割合 95%以上	個別対応方式	一括比例配分方式	課税売上割合	%
--------------	--------	----------	--------	---

区 分	補助対象 経 費 ①	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③	③の内訳			仕入控除 税 額 ⑥	補助率 ⑧	補助金に係る消 費税等仕入控除 税額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非課税		課税売上 対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非 課 税 売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		

注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

- (1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥
- (2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+ [⑤×(課税売上割合)]
- (3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×(課税売上割合)

北海道知事 様

事業実施主体名
(代表者) 役職・氏名

地域バイオマス利活用促進事業実施状況報告書 (年度)

地域バイオマス利活用促進事業費補助金交付要領(平成30年8月8日付け気候第274号環境生活部長通知)第21の規定により、別添のとおり報告します。

注 関係書類として、みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づく事業の場合は要領第21の1に掲げる書類、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱に基づく事業の場合は要領第21の2に掲げる書類を添付すること

北海道知事 様

事業実施主体名
(代表者) 役職・氏名

地域バイオマス利活用促進事業成果評価報告書 (年度)

地域バイオマス利活用促進事業費補助金交付要領 (平成 30 年 8 月 8 日付け気候第 274 号環境生活部長通知) 第 22 の規定により、別添のとおり報告します。

注 関係書類として、みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づく事業の場合は要領第 22 の 1 に掲げる書類、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱に基づく事業の場合は要領第 22 の 2 に掲げる書類を添付すること

北海道知事 様

補助事業者名
(代表者) 役職・氏名

年度地域バイオマス利活用促進事業で取得した (又は効用の増加した) 財産について、次のとおり処分したいので、地域バイオマス利活用促進事業費補助金交付要領 (平成 30 年 8 月 8 日付け気候第 274 号環境生活部長通知) 第 25 の 1 の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

- (1) 処分を行う理由
- (2) 今後の利用方法 (処分区分 (注 2 の別表 1 の処分区分をいう。))

〔 具体的に記述すること。 〕

2 処分の対象財産

- (1) 財産の名称、住所、型式、数量
- (2) 事業費、補助金額、補助率
- (3) 耐用年数 (処分制限期間)、経過年数
- (4) 現況図面又は写真 (添付)

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

注 1 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。

2 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通達。以下「承認基準通知」という。)別表 1 の処分区分 (以下、「処理区分」という。)の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」に該当する場合で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること。

- (1) 補償契約書等の写し
- (2) 取り壊し等の工事概要、事業費 (予定)

3 「承認基準通知」別表 1 の処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「有償」に該当する場合のうち、同表の備考欄の事項に該当する場合には、次のいずれかの資料を添付すること。

- (1) 農業生産法人化計画
- (2) 上記計画を添付できない場合
 - ア 農業生産法人化計画類似の法人化計画
 - イ 新設法人への財産処分 (継承) 計画書
 - ウ 発起人名簿又は定款案 (集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は株主であることが確認できるもの)

4 漁港漁場整備法第 37 条の 2 の貸付けの場合には、貸付契約締結後、貸付契約書を提出すること。

5 処理区分の欄に掲げる「担保」で、補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の使途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添付すること。

(補助事業者) 様

北海道知事 印

財産処分の承認について (通知)

年 月 日付で申請のあった財産の処分について、承認します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

記

- 1 処分後、速やかに別紙「財産処分報告書」を提出すること。

(部 課 係)

注 承認に当たり次の例を参考として必要な条件を付すこと。

- (1) 承認に当たり、財産の取得に要した経費のうち補助金相当額 (取得した財産の法定耐用年数を基に取得価格から減価償却費を減額した価格に補助率を乗じて得た額をいう。) を納付させる場合は、納付すべき金額及び納付方法
- (2) 取得財産を処分することにより収入金があった場合で、当該収入金の額に補助率等を乗じて得た金額が (1) で算定した補助金相当額を上回るときは、これらを比較して多い方の額 (ただし、補助金額を上限とする。) を納付させること。
- (3) 取得財産の譲渡先に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要と認める場合は、当該譲渡する取得財産の処分を制限すること。

別紙

財産処分報告書

番 号
年 月 日

北海道知事 様

補助事業者名
(代表者) 役職・氏名

年 月 日付け(記号)第 号で承認のあった財産を次のとおり処分したので報告
します。

記

1 財産の処分状況

物 件 名	処分方法	金 額	処分年月日
		円	

注 処分に係る契約書の写しを添付すること。